

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

1 第1章 総則

・目的（1条）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

・基本理念（2条）

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。等

・国、地方公共団体、国民の責務（3～5条）

・政府の義務

① 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること（6条）

② 毎年、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（7条）

2 第2章 基本的施策

・子どもの貧困対策に関する大綱（8条）

・都道府県子どもの貧困対策計画（9条）

・教育の支援（10条）

・生活の支援（11条）

・保護者に対する就労の支援（12条）

・経済的支援（13条）

・調査研究（14条）

3 第3章 子どもの貧困対策会議（15条、16条）

・内閣府に特別の機関として設置

・所掌事務

① 大綱の案の作成

② 子どもの貧困対策に関する重要事項の審議、子どもの貧困対策の実施の推進

・組織 会長 内閣総理大臣

委員 会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもの15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

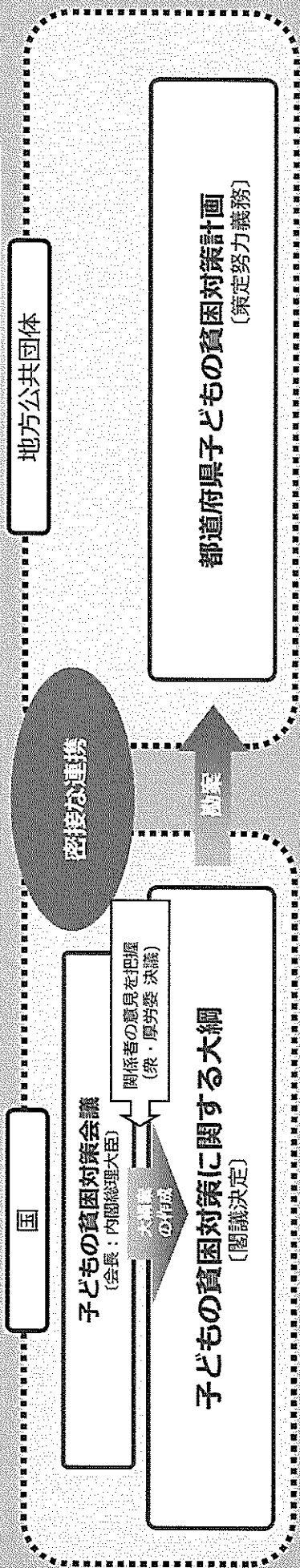
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

参考